



富士電機  
グリーン調達ガイドライン

第 6.0.2 版



2025 年 12 月

富士電機株式会社

## 目 次

I . 富士電機の環境保全活動 - - - - -	2
II . 富士電機のグリーン調達の考え方について - - - - -	3
1. 目的	
2. 適用範囲	
3. 富士電機グリーン調達ガイドラインの体系について	
4. 評価項目	
(1) 環境保全への取組状況	
(2) 製品含有化学物質の管理状況	
(3) 納入資材中の化学物質の含有状況	
III . 取引先様へのお願い - - - - -	6
1. 環境保全の取組み調査	
2. 製品含有化学物質管理の調査	
【改訂履歴】 - - - - -	8

# I. 富士電機の環境保全活動

富士電機は1991年に制定した経営理念(<http://www.fujielectric.co.jp/about/corporate/Philosophy.html>)を受け、1992年に環境保護基本方針を策定し（2022年改定）、この基本方針のもと全事業所において環境保全活動を推進しています。

## 富士電機 環境保護基本方針

1992年制定 2022年改定

**富士電機は、地球社会の良き企業市民として企業の社会的責任の重要性を認識し、地球環境保護への取り組みを経営の重要課題の一つと位置づけ、持続可能な社会を実現するため、次の基本方針に基づいてグローバルに行動します。**

### 1. 地球環境保護に貢献する製品・技術の提供

富士電機が得意とする省エネルギー機器、新エネルギー機器、環境計測機器、環境対策機器、及びそれらの関連技術などを市場に提供することによって、地球環境保護に積極的に貢献する。

### 2. 製品ライフサイクルにおける環境負荷の低減

富士電機の製品を市場に提供するにあたっては、原材料の調達から廃棄段階に至るまでの製品の全ライフサイクルにわたって、地球環境への負荷をできるだけ少なくするよう努める。

### 3. 事業活動での環境負荷の削減

原材料・部品の調達から生産、物流に至る事業活動によって発生する環境負荷を低減するよう省エネルギー、廃棄物削減、有害化学物質削減などの環境保全活動を推進する。

### 4. 法規制・基準の遵守

富士電機が事業を行う国や地域はもとより、提供する機器が使用される国や地域の環境規制を遵守する。また、必要に応じて自主基準を策定し、環境保護に努める。

### 5. 環境マネジメントシステムの確立と継続的改善

富士電機の環境保護推進体制の整備、環境目標の設定などにより環境保全活動を推進する。また、内部監査などにより継続的な改善を図る。

### 6. 従業員の意識向上と社会貢献

日常業務を通じて従業員の環境保護に対する意識向上を図るとともに、従業員一人ひとりが環境保全活動などを通じて積極的に社会貢献に努める。

### 7. コミュニケーションの推進

富士電機の環境保護への取り組みを社内外に開示し、広く社会や関係者とのコミュニケーションを推進するとともに、その意見を反映して環境保全活動の継続的な改善を図る。



この環境シンボルマークは  
富士電機の環境保護に対する  
姿勢を表したもので

富士電機株式会社

代表取締役社長 COO

## II. 富士電機のグリーン調達ガイドラインの考え方について

### 1. 目的

「富士電機CSR調達ガイドライン」の「3-7 製品含有化学物質の管理」の具体的な取り組みに対応し、富士電機製品に含まれる物質の使用禁止または制限を定めることで富士電機製品への混入防止を図り、法令順守及び地球環境保全を確実なものとすることを目的とします。

また、環境保全活動に積極的に取り組んでいる取引先様から環境負荷の小さい資材を調達することによって環境に配慮した製品を提供し、地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

### 2. 適用範囲

- (1) このガイドラインは、取引先様の環境活動及び富士電機（株）と連結子会社へ納入される資材に適用します。
- (2) 資材とは、富士電機製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の購入品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする）、及び製造工程で用いられ原材料、部品等に残留する可能性のある物質をいいます。
- (3) 富士電機が第三者に設計、製造を委託し、富士電機の商標を付して販売または頒布する場合も適用します。
- (4) 研究用途は適用除外とします。

なお、事業によって、本ガイドラインとは異なる運用をする場合、あるいは個別基準を提示する場合があります。詳細は、調査を依頼しました富士電機の事業部門担当者にご確認下さい。

### 3. 富士電機のグリーン調達ガイドラインの体系

富士電機のグリーン調達ガイドラインは「グリーン調達ガイドライン」（本書である本文）、「付属書I 取引先様の取り組み評価書」および「付属書II 管理物質リスト・不含有証明書および含有物質報告データ」の3部で構成されます。

グリーン調達  
ガイドライン  
(本書)

[付属書 I ]取引先様取組み評価書  
【提出書類】  
・環境保全の取組み調査票  
・製品含有化学物質の管理状況調査票  
・製品含有化学物質管理(CiP)ガイドライン附属書チェックシート

[付属書 II ]管理物質リスト・  
不含有証明書および含有物  
質報告データ  
【提出物】  
・不含証明書  
・含有物質データ  
・フランス包装材鉱物油イン  
ク調査シート

#### 4. 評価項目

取引開始時に、CSR状況、品質、価格、納期などと合わせて、本ガイドラインでは以下の3項目についても評価させていただき、取引先選定を総合的に判断します。なお、評価点が当社規定基準以下の場合は、取引を見直しさせていただくことがあります。

##### (1) 環境保全への取組み状況

取引先様の選定に当たっては、環境保全活動に積極的に取り組んでいる取引先様を優先します。評価の詳細については、「付属書I 取引先様取組み評価書」を参照下さい。

##### (2) 製品含有化学物質の管理状況

製品含有化学物質規制に対応するためにサプライチェーン全体での個々の製品中の化学物質管理が必要であり、取引先様の選定に当たっては、製品含有化学物質を管理できている取引先様を優先します。評価の詳細については、「付属書I 取引先様取組み評価書」を参照下さい。

##### (3) 納入資材中の化学物質の含有状況

富士電機は管理物質として以下の4つのカテゴリーを定めています。①「禁止物質」および②「条件付禁止物質」の物質を納入資材に含有していないことを評価条件とします。更に、納入資材への③「自主管理物質」および④「報告物質」の含有状況報告の取り組みも評価します。

<富士電機の管理物質>

- ① 禁止物質： 資材に含有してはならない
- ② 条件付禁止物質： 別に定める適用除外用途に該当する場合以外は資材に含有してはならない
- ③ 自主管理物質： 資材への含有状況を報告する物質（意図的添加の場合）
- ④ 報告物質： 資材への含有状況を報告する物質
- ⑤ 特定国禁止物質： 特定の国の特定条件で禁止され、含有を報告する物質

各カテゴリーの対象物質、適用除外用途の詳細については「付属書II 管理物質リスト・不含有証明書および含有物質報告データ」を参照下さい。

### III. 取引先様へのお願い

富士電機の事業部門から依頼がありましたら、下記表の書類・データなどを所定期限までにご提出下さい。製品含有化学物質の管理状況、または納入資材中の含有化学物質に変更があった場合には速やかに報告願います。

提出書類・データ一覧表

評価・確認項目	提出書類・データ	提出の要否
1. 環境保護活動への取り組み調査	①取引先様環境保全の取組み調査票 (付属書 I の [別紙 1])	必須
2. 製品含有化学物質管理の調査	②製品含有化学物質の管理状況調査票 (付属書 I の [別紙 2])	必須
	③製品含有化学物質管理（C i P）ガイド ドライイン附属書チェックシート」 (付属書 I の [別紙 3])	必須 (富士電機の各事業部門が別途指定します)
	④不含証明書 (付属書 II の [別紙 1]) (指定があった場合は分析データの提出も含む)	必須
	⑤含有物質報告データ (付属書 II の [別紙 2])	必須
	6 フランス包装材鉱物油インク調査シート (付属書 II の [別紙 3])	必須 (富士電機の各事業部門が別途指定します)

#### 1. 環境保全の取組み調査

「付属書 I 取引先様取組み評価書」の「[別紙 1] 取引先様環境保全の取組み調査票」をご記入の上、調査を依頼しました富士電機の事業部門にご提出下さい。評価結果等必要に応じて監査を含めた確認をさせていただく場合があります。

#### 2. 製品含有化学物質管理の調査

##### (1) 製品含有化学物質の管理状況

「付属書 I 取引先様取組み評価書」の「[別紙 2] 取引先様製品含有化学物質の管理状況調査票」、および「[別紙 3] 製品含有化学物質管理実施項目一覧表兼チェックシート」をご記入の上、調査を依頼しました富士電機の事業部門にご提出下さい

い。評価結果等必要に応じて監査を含めた確認および指導をさせていただく場合があります。

#### (2) 禁止物質等の不含証明

「付属書II 管理物質リスト・不含有証明書および含有物質報告データ」の「[別紙1] 不含証明書」をご記入の上、証明を依頼しました富士電機の事業部門にご提出下さい。確認のために必要に応じ IEC 62321 等の分析を実施いただき、その結果を提出いただく場合があります。

なお、不含証明の対象は、「禁止物質」と「条件付禁止物質」となり、「自主管理物質」は意図的な使用を制限するものではなく、「意図的添加」である場合に含有状況を把握します。

#### (3) 資材中の化学物質の含有状況の報告

「付属書II 管理物質リスト・不含有証明書および含有物質報告データ」の「[別紙2] 含有物質報告データ」を作成頂き、調査を依頼しました富士電機の事業部門にご提出下さい。

#### (4) 特定国禁止物質についての報告

「付属書II 管理物質リスト・不含有証明書および含有物質報告データ」の「[別紙3] フランス包装材 鉱物油インク規制 調査シート」を作成頂き、調査を依頼しました富士電機の事業部門にご提出下さい。

### 【改訂履歴】

2003 年 10 月 : 第 1 版 制定  
2005 年 10 月 : 第 2 版 改訂  
2007 年 10 月 : 第 3 版 改訂  
2008 年 5 月 : 第 3 版 誤記改訂  
2010 年 1 月 : 第 4 版 改訂  
2012 年 1 月 : 第 4.1 版 改訂  
2013 年 4 月 : 第 5.0 版 改訂  
2023 年 12 月 : 第 6.0 版 改訂  
2024 年 12 月 : 第 6.0.1 版 改訂  
2025 年 12 月 : 第 6.0.2 版 改訂

### 【第 6.0.2 版 改訂箇所】

No.	主な改訂内容	頁
1	I. 富士電機の環境保全活動：富士電機株式会社の経営理念の URL 更新	2

以上